田代時報
12月号
発行所　田代村公民館
電話　19番
発行責任者　湯ノ谷米吉
編集責任者　小川　兵一
鹿児島市易居町2
印刷所　南日本新聞社印刷局

葉たばこ収納を顧みて

田代村たばこ耕作組合

ことしの葉たばこは実に前例を見ざる大豊作で全く豊作街道を独走という恰好でありましたがこの期待された収納も去る十一月一日より九日迄実施されましたところ其の結果は

一、納付量目　五一、五〇一瓩
一、収納代金　一、八七六万余円

一、反当代金　六七、三四〇円

という成績で本年度目標額を堂々と突破するは勿論収納開始当初の予想額を遥かに上回るという驚異的成績が記録されたのでありました収納当日の各耕作者の偽りなき心境を打診して見ましたが自分の胸算用より二、三万円も多くとれたという人が多かったようですが又これで苦にしていた借金も返せるし台風でやられたままの家の修理も出来そうやら明るい正月が迎えられそうです〳〵といった様なほほえましい状態が当日の収納所のあちこちに見受けられましたがこれはひとり耕作者個人の喜びのみならず村内のあらゆる面にもたらす潤も亦尠からざるものと存ぜられます次に参考迄に個人毎の主な成績を挙て見ますれば

一、収納代金多額収得者（三〇万円以上）

1、四一〇、四二五円　袖山栄吉
2、三八八、一二〇円小路清次郎
3、三七六、七四〇円　久保豊彦
4、三三五、九六〇円　辺志切早
5、三三四、一九五円　早瀬栄蔵
6、三一八、五一五円辺志切利夫
7、三〇三、一二〇円　小路政雄

二、反当代金多額収得者（九万円以上）

1、一〇七、四四一円　袖山栄吉
2、九五、二七三円　貫見弥吉
3、九五、〇一八円　近門辰己
4、九一、六七六円　松下直介
5、九〇、四九〇円辺志切情吉
6、九〇、四一四円　鳥淵　広

なお特筆すべきことは従来たばこ作に於てはどうしても根古、大根占方面に肩を並べることは出来なかったのが現在迄済んだ四ケ町村の本年収納実績よりして反当、瓩当に於ては今のところ当村が一位でありますので田代といえどもやれば必ず出来るという実証が掴めたことであります。

以上簡単に収納の結果についてお知らせ申しましたが皆さん来年はより以上の成績を収めるべくお互い頑張らうではありませんか。

次に明年耕作反数は増反しないという専売公社の方針に対し当村としては是非二町歩を増反し三〇町歩を確保すべく専売公社へ陳情中のことについては十月号の田代時報でもお知らせしましたがこの度様やくこの二町歩が増配されあと若干の余有がありますのでもし新規耕作をされ度い方や増反され度い方は早急に部落の改良団長か又は耕作組合へお申出下さいますようお願い致します。

農村人の誇をもとう

終戦後数年の間の農村の動きはまことに目まぐるしい変転ぶりであった、戦時から戦後にかけての食糧不足のために、食糧の生産者である農村は、変態的な景気にみまれ、農村の次の時代を背負う青年のこころも、酔うたようにうはずつて居た。

ところが此の「通り魔」みたいな景気の帳がすぎると、こんどは農家の生活もだん〳〵苦しくなつて来た。こうした客観情勢は、はやくも彼等を浮き足たたしめ、なかには農業に見切りをつけて、おりがあれば都市へ逃げ出したがつているものもある、其の傾向は特に女子青年層に著しく現われて居る。

食糧の不足のころには、やせた都市の人々をあわれと見下し、百姓であることに誇りを感じていたものも情勢が一転すると、こんどは反対に、泥まみれになつて働いて居る自分らの姿が、いかにもみすぼらしいものに映つて来た。

一時農村を風靡したあの演劇熱も火の消えたように熱がさめてしまつた。

一時の景気は、農業の生産条件が改善されたのでもなければ、経営の士台がかためられたものでもない。異常な食糧不足と言う変態現象によつて起つた、いわば景気楼のようなものであつたのであるだからこの熱扉のような農村インフレがすぎ去つてしまつたあとに残つたものは、見果てぬ夢の一点のしみにすぎなかつたのである。

だがこうしためまぐるしい農村のうつりかわりのうちにあつて、静かな潮のように、黙々として新らしい農業、あすえの明るい村づくりの設計にいそしんでいる青年達のあることを見逃してはならない、彼らは一般の青年達がインフレ景気にうわすつて演劇などに熱をあげて居た頃にも、枯草の下に芽生出た若芽のようにすく〳〵と育ちつゝあつたのである。

もちろんこれらの青年は、はじめの頃はあそこに一人、ここに一群と言うように散在して、あまり目立たぬ存在だつた、いわば「静」の姿勢にあるのだが、ちようど細かい霧が次第にこりかたまつて雨滴となるように、いつのまにか組織の糸にむすばれて、やがてはだんだん大きく伸び育つて行くのである。

かれら青年は甘いものに集る蟻のように、適路を選とせず、先輩の門をたゝき、指導者の教えを乞い、講習会に集つて来る・私達はこれら一群の青年のうちに着目せねばならぬ。そしてこれらの青年を育てることを考えねばならない。

これからの農村の前途には、うねりの高い大きな波が待ちかまえて居るであろう波紋は巾広く、動揺は大きいかも知れない、しかしその水底にひそむ黙々とした青年の精進の力は、やがては強く太い一線をひくであろう、しかも此の太い一線こそ、農村に於ける激動と荒波に堪えつゝやがては水面に浮かび出て、農村復興への大きな役割を果す黒潮となるであろう。

私はくりかえして言いたい、村内には必ず幾人かのすぐれた青年が居るはずである、之等の青年の両親は勿論、周囲の人は皆協力して、これを育てることに努めることに努めるべきであることを。それらの青年がやがては村を背負つて立つて下さる立派な人間に成長して行つて下さるのである。

正月用品御案内

購買部

◎手芒豆（テボウマメ）

昔から子供が沢山産れる様に正月に「数の子」を祝つて来たのですが、今年は鰊（ニシン）の不漁で数の子が驚く程値上り（百匁七〜八百円並品）して居りまして、我々の生活とは縁遠いものであり、又数の子は現代の大きな悩みである人口過剰と考え合せて見ましても、御祝の主旨に副いませんので先般霧島研修館で行なわれた県下農協婦人部幹部講習会に於て「数の子」に替るものとして、一年間を健康に暮せる様に御祝いするに有意義な、北海道産「手芒豆（テボウマメ）」を採用されて、連合会で一括購入することになりました。

各部落農協婦人部長さんに御面倒を御願いして、予約注文を取りまとめて頂きました処四斗入りで十五俵ぐらいになりました、御協力を感謝致して居ります。

十一月二十五日に連合会へ申込みを致しておきましたので御正月には各家庭の御膳を賑わすことゝ存じます。

値段は一升が百十円前後になると存じますので御諒承下さい。

◎砂糖

手芒豆を煮るのには砂糖が要りますが、一時は百十円以上にもなつたのが、現在一時に輸入品が入つてグングン値下りし、九十円程度になつて居りますが、まだまだ値下りは続く見込みで、正月には安い砂糖が存分に使つて頂けることゝ存じます。

年末にはいくらになるとは、まだ見込みが立ちませんが、御註文を取りまとめて出来る丈のサービスを致し度いと存じますので、組合の店を充分に御利用下さい。

◎衣料品

△「メリヤス」類と足袋は既に入荷ずみで、組合の店にウズ高く積まれて居ります。

種類も値段も各種各様に揃つて居りますので、見て頂く丈でも結構ですから、御ついでの折は是非組合の店に御立寄り下さい、そして品と値段の御判断も御聞かせ下さい。

△村紡毛工場の毛糸製品は大変な評判で、売行き上々です、村外から出張で来る人も、組合の店に立寄つて「よい土産になる」と買つて行かれますが残りもダン〳〵少くなつて来ますので、御希望の方は早目に御求め下さい。

△地下足袋、ズック、ゴム長靴も、各文数在庫豊富です。

組合マーク愛用運動の一環として、組合地下足袋を御愛用下さい。吾等の組合の親玉である全購連の直営工場で作つた、即ち「隠く身が作つた」組合地下足袋を御愛用下さる様御願い致します。

尚部落農協婦人部の共同購入註文には特に御相談に応じますので是非御利用さい。

◎畳表

第二十二号台風で各家庭とも大なり小なり畳が傷んで居られることゝ存じます。

今年は畳表原料の「麻」が長雨のため腐敗して、約三割の減収となり、年末に於ける値上りは早くから予想されて居たのですが、組合では早目に仕入れを済ませましたので、

△最上双目（モロノ）（麻糸入）二八〇円
△勁　引（綿糸入）一六〇円

で差上げて居りますが、数に限りがありますので、早目にお貰求め、又は御申込み下さい。畳へりは一畳分が四〇円畳糸は一本一円五十銭（一畳分十五本位）で全部揃つて居ますので、双目で三四〇円、勁引三〇円で表替出来ます。

△金物、陶器類

鍋、羽釜、ボール、御飯蒸し洗面器、バケツ、椀メゴ、御満足を頂ける品物を取り揃えて、御待ち致します。

陶器類としましては、鹿屋市の小正陶器店より直売所として、各寸法各種の火鉢が沢山に参つて居りますので、火鉢を御求めの方は、一度組合の品を御覧になつて下さい。

「どんぶり」洋皿、飯椀、汁椀、茶椀各種、値上り前の値段で「サービス」致します。

其の他今後の仕入予定品として、下駄、学童服、餅取粉など考えて居りますので、遠い方は御ついでの折に、近い方は夕に、組合の店を是非御利用下さる様に御願い致します。

（以上）

★　★

荒れ狂つた台風二二号の爪跡

先月号では第一表『農作物被害状況』のみを掲載しましたが、本号では、家屋、家畜、農協関係、山林等について掲載致します。

別表3　家畜被害

	斃死	和牛	1	豚	1	鶏	30

別表4　農協関係

建物 名称	坪数	見積額	販売品
本所事務所	58.5	30,000	種子パレイシヨその他
肥料倉庫	71.0	5,000	
農業〃	84.0	15,000	
木炭（3カ所）	55.0	11,000	
利用工場	76.0	137,000	
澱粉〃	152.0	260,000	
大原支所事務所、工場	49	20,000	
計		468,000	95,800

別表5　山林

立木　118,400石　83,280千円

別表2　部落別家屋災害状況

部落名	住家 全壊	住家 半壊	非住家 全壊	非住家 半壊	罹災員 罹人	部落名	住家 全壊	住家 半壊	非住家 全壊	非住家 半壊	罹災員 罹人
下	6	14	4	15		鶴戸野	3	4	3	3	
馬場	8	21	5	9		久木野	2	4	4	3	
東ノ原	4	12	4	3		盤山	21	15	5	22	
長谷	5	11	2	6		富田	3	2	6	2	
西中郡	6	15	4	4		平石	5	13	6	28	
東中郡		21	3	4		柴立	2	13	2	3	
橋ノ口	3	7	2	11		上柴立	1	16	6	1	
中村	1	4	4	5		上原		6	5	8	
山下	2	9	8	6		原沢	5	6	7	3	
岩崎	4	14	2	10		池野	8	14	5	2	
表木	7	16	6	16		瀬戸口	4	3	2	9	
折小野	3	4	6	2		猪鹿倉	2	6	2	3	
山ノ口	7	25	9	1		鳥淵	2	4		1	
西大原	11	13	8	10		早瀬	2	6	3	4	
東大原	11	12	8	10		郷原	3	16	2	3	
中尾	12	13	9	13		辺志切	1	7	1	8	
新田	10	9	8	11		鶴園	5	12	9	24	
内ノ牧		35	1	1		花瀬官行	1	2		1	
官行	3	4	1	1		計	173	409	208	476	3,760人

公告

古きをたずねて新しきを知る

昭和三十年度田代村十大ニュース募集

めまぐるしかつた昭和三十年度も、余白いくばくもなくなりました。

私達が村に生活して居りましてめぐる年月を、まがりなりにも、平穏に過すことが出来るのは、村と言う後だてがあつて、あらゆる角度から目に見えない保護を加えて下れて居るからだと思います。

私達は多忙な日常生活に追われて、そうした村の事さえも忘れ勝ちになつてしまうのでありますが、村に生活する者の一人として、一年を通じて年度末に一度位は、村の歩みを静かに反省して見る期会があつて良いのではないでしょうか。そうした事によつて私達の村政に対する、関心と理解が深まり、それがやがては生々発展する、住み易い村づくりへの協力体制となつて居なかつた部落からも、多数の公民館では毎年広く村民に呼びかけて、田代村十大ニュースを募集し、皆様方の心からの御協力に依りまして、少なからぬ成果を収めて参つて居るのでありますが、今年度も愈々年の瀬を迎えるに当り同じ趣旨で左記により「昭和三十年度田代村十大ニュース」を広く公告の説明と致します。

昭和三十年度中に我が村ではどのような出来事があつたかを部落内で話し会つて見てもう事も又村政を理解する上に、大いに役立つのではないでしょうか。

原稿が寄せられることを祈念して

募集要綱

一、内　容
昭和三十年度中田代村に於ける最も大きな出来事であつたと思はれることを十項目上げる。

二、原稿締切
十二月十六日

三、応募資格
制限しない

四、用　紙
何でも良い

五、原稿送先
田代村公民館

六、詮衡方法
詮衡委員会で厳選

七、発　表
田代時報一月号

八、賞　表
一等一点、二等二点、三等三点

賞等問題外にして厳き、ふるつて御投稿下さいまして、日頃の村を思う赤心の程を此の面でも御示し下さいますようお願い申上ます、自分で想い出す事項が十項目にならなくても結構だと思いますので、今年度は従来余り応募者の出

共濟金の支払いについて

田代村農業共濟組合

いよ〳〵昭三十年も師走となつてしまいました。年内の農作業などどんな有様でしようか。迎春準備など御多忙の事と察しています。

さて、度重なる災害を被むつた昨二十九年度の水稲共濟金の支払については、統計事務所と県共濟連の生産指数との間に余りに大きな数字の喰違いがあつたために、農林省との接渉が思う様にならず今日までのび〳〵になつていましたが、やつと災害から一週年をすぎた十一月中旬になつて百六拾万余の共濟金を受取ることが出来ました。（これは田代村掛金の大体三倍近い金額になります）そして只今支払い事務を進めつゝございます。処がこの共濟金受領に際しては、組合としてもいろゝ無理した点がありまして、組合員より借入れ（借入金参拾参万円）で県共濟連え完納して、田代の共濟組合員には一人の未納者無し、よつて支払いを完了して見れとの形式を取つたのでございます。それも連合会が未納の組合に対しては支払をせずとの方針で事務を処理したからでございます。それで当組合としても支払いに対しては考慮する余地がありますので、部落の関係者の方々に文書でお願いし、又通知してもございますが、又一面県経済部長よりきびしい通達に接していますので其の線に添つて事務を処理せねばなりません。よつて組合員の皆様方に通達の主旨を十分に理解していただき且全面的に協力していただくため貴重な紙面を拝借して写して見ました。主旨を御納得の上一日でも早く納むべきものは納め、受け取るべきものは取つてほしいと思います。時には差引き計算を要求される方もありますが、法の性格上絶対に差引き計算は致しませんので、組合の在り方に協力していただき部落の方々の完納を具ぐれもお願いする次第でございます。

写

三〇農政第九八四号
昭和三十年十一月四日
鹿児島県経済部長松岡寅治郎
各農業共済組合長殿

昭和二十九年産水稲の共済金支払について

本県の共済掛金徴収成績は極めて低調でありその滞納が相当額にのぼつている現状であるが、制度の健全な運営をなす根幹となるもの及び掛金の完全徴収であることから考えてまことに憂慮にたえないところである。このような状態が普遍化し習慣的となれば共済金の完全支払の実現を期し難いばかりでなく制度の合理的運営は絶対に期待することはできないので、この際根本的な検討と対策がとられなければならない。

そこで二十九年度水稲共済金の支払に当つては次の点を特に実行されるよう農林省農林経済局長の指示に基いて通達する。

記

一、保険料の未納組合はこれを完納しなければ保険金の支払を受けることはできない。

二、共済金の未納組合員に対してはこれを完納させた後共済金を支払うことゝし、その通知後なお未納の組合員に対しては共済金の支払を行わず保留しておくこと。

三、このため組合員別の未收未払関係を明らかにする別紙様式の調書を作成しその結果を組合員に通知し共済掛金を納入させること。

四、共済金の支払のない組合員の未收及び三の通知後なお未納のため未收となるものについてはその未收の原因を明らかにし未收整理計画を樹立し県に提出すること。県は組合からの報告によつて農林省と打合せを行う。

全利用契約について

田代農協

一、全利用契約とはどんなものかの農業協同組合と云う組織が出来た理由

今更述べるまでもなく農業協同組合法総則にあるとおり、自ら農業を営み又は農業に従事する人々が個々の力は余りに零細な力を結集して協同組織をつくり農業生産力の増進と経済的地位の向上をはかり併せて国民経済の発展を期すと云う事であります。

具体的に我々の組合の場合を考えて見ますと、若し今農協がないとすると組合員の中果して幾人が自らの力丈で農業を営み改良する資金の借入、機械の導入等、刻々進歩する世界農業、日本農業に遅れない仕事が出来て行くでしようか。悲らく極めて限られた少数の人々のみが出来る事であり大多数の人は肥料すら充分に使えない状況になるのではありますまいか。その様な事にならない為にこそ、多額の出資をして一、二〇〇名で組合を組織して居りますその為に一、二〇〇名の組織であると云う事のために。現在大部分の組合員が借用されて居られる災害常農資金、農機具導入、農手、煙手、有畜農家創設事業、乾燥室、木炭原木資金等、個人では迚も借りられない様な資金の導入も出来て居ります。

此処数年、肥料の使えなかつた人は余程特殊の関係の人であられた筈であります。今日村内各方面に動力農機具、新農薬が如何に普及しているかは皆様御承知の通りであり、正に農協法の総則にあるとおり、遅々としては居りますが確実に協同の組織に依り生産力の発展と経済的向上が図られて居ります。

㊁農業協同組合事業の特徴

農業協同組合は組合員の出資に依つて成立して居る関係からあく迄も組合員を対象に考える様に法に定められて居り出来る事業と云うものも定められて居ります。（組合員以外の者の組合利用の制限あり、組合員利用高の五分の一）

そしてその最大の特徴は、農協は営利を目的として事業はやつてはいけない。最少の経費で運営して利益は組合員にかえせと云う規定があります。我々組合運営に当る者は日夜其の点についてなやみがあります。然し乍ら今日の組合経営は我組合のみでなく、肝属郡全体の事を考えて見ましても、卒直に云つて果して最少の経費で運営されているかと云うと遺憾ながら完全だと云い切れない状態であります。

何故そうであるか？

それは経費がかゝり過ぎているからであります。

何故経費がかゝり過ぎるか

組合は組合員が自ら出資をしている組合であるに拘らず、組合員が常に煙草の金融登録は全部組合にして貰えるだろうか（田代の場合此の心配はありませんが）、甘藷は、菜種子は、木炭は、……皆、組合に出荷して下さるだろうか？借入金は期限が来たらきちん〳〵返済して貰えるか、と、いつも心配しなければなりません。その為に余計な事務が増え、仕事の能率は上らない、そこで職員を増やして、あゝして下さい、こうして下きい、やれ調停裁判と云う様な経費を掛けなければなりません。

最少の経費でやる為には、出荷される農産物の量、供給する肥料農機具等の生産資材の所要量、経営改良のために必要な資金の額等が次から次に早く分り時期的な調整が先手〳〵で出来る事が必要であります。つまり経営の規模と云うものが早く確定する事であります。その為に考えられた方式が、組合員と組合との間に売るも買うも、資金も、全面的に組合からと云う約束をするのが全利用契約であります。

㊁何故今全利用契約をやるのか

以上述べた様な事が全利用契約についてのあらましでありますが皆様自分の事を考えて戴け御解りの通り殆んど大部分の組合員の力はその通り正しく厳格にやつて居られます。

然し非常に遺憾な事には、一部の方々の中に、自分の部合の良い時丈「吾々の組合だから……」と云つて組合に無理な要求をされる方があります。云いかえますと、金や肥料を借りる時丈、甘藷が出来過ぎた時丈組合〳〵とさわぎ立て金があり、甘藷が少い時は組合はどうだこうだと批判許りして、甚しきは甘藷や菜種子を出荷する約定で肥料を借り乍ら、甘藷や菜種子は他へ転売すると云う方もあります。

又、甘藷代で返すと云つた借金を、甘藷代から回収すると、俺に無断で貯金から引落してしまつたとやかましく云う方があります。此の様な事をされて経費の節減の出来る筈がありましようか。御互が多額の出資迄した組織の中で、悪く云えば、人を疑い、監視迄しなければならない為に経費をかけ等と云う事はまことに不幸な事であり重大な事であります。之を今吾々は踏切ろうと云う事であります。

今日全国的な優良組合と云われる処は、皆職員一人当りの取扱高と云うものは非常に多く、どこでも云い合せた様に組合員の組合利用度は一〇〇パーセントであります。従つて組合の事業規模が安定して居ります。つまり職員の仕事が簡単で経費がいらないと云う事です。しかも驚くべき事は、今、我々が大騒ぎしている様な全面利用契約等と云う事は殆ど やつていない事です。そんな事はとうの昔の事で現在では全利用契約をしないでも全利用されている、云いかえると全利用契約をする経費と手間すらかゝらないのです。つまり其の様な組合の組合員はつきり割切つて居るのではないでしようか。

即ち「吾々は貴重な出資迄して慢然として組合をつくつたのではない。吾々は少しでも自分の農業経営を有利にするためにやつているのだから組合の経営に無駄な経費をかけないで呉れ、そして肥料を一円でも安く供給し販売物を一円でも高く精算して呉れ、そのためには吾々は貯金も組合にする、肥料も組合と打合せて全部組合から購入するし、農産物も全部組合にまかせる。一切を組合にまかせて置いて自分の経営に全精力を打ちこむ。その代り組合経営者は全責任を以て経営に当れ」と云う風に……。

今迄組合と組合員の間の事を説明しましたが、農協と連合会の場合はどうなつているかと申しますと、全国連合会、県連合会共に経営面に於て業績不振の連合会が多く、遂に政府は連合会整備促進法を制定して再建整備をやらせる事になつて居ります。そも連合会の事業規模と云うものが確定しないため経費がかゝつて居り、それも単農が連合会を全面利用しないと云う事に原因があると云う事で、農林省は整備促進の第一条件として単農との間に全利用契約をする事を絶対条件として居ります。

我が組合に於ても連合会との間には全利用契約が品別に出来て居りその契約がある事によつて資金関係、其の他について多くの利益を受けて居ります。

二、農協経営の安定のために

最近県下農協関係の間で肝属、噌唉の組合は皆大なり小なり経営の面で不振な組合苦しい組合が多い事が問題となつて居り、大隅農協の再建なくして県内農協の安定なしとし、今の内に大隅農協の経営安定を図ろうと云う計画が着々進められて居りますが、其の中で1、颱風災害のみに原因があるのか。

2、組合と組合員との間に問題があるのではないか。

3、其の他組合の経営者は適材であるか。

と云う様な事が討議されて居ります。

そして単農毎に原因の究明をして先ずその組合自体の努力に依つて経営安定策を講じて之を県下農協が別途基金を積んで助け合うと云う処迄来て居り、肝属の場合、先づ全利用契約を採り上げて居るのであります。

契約書の条文中「如何様にされても異存はありません」とは「今後組合で私との間に発生する貸借をしないことがあつても異存はありません」と訂正して下さい。したがつて依頼状中の「一切の取引云々」も貸借に限る一切のものであります。だから現在組合がとつている「出資の済まない人には貸出をしない」ことゝ同様の意味であることを御納得下さい。

（三〇、一一、一五）

適作の桑を植えましよう

蚕業係

過去数年間養蚕導入の必要性を強く叫んで参りました。私は更に今年も繰返し申し上げますが今年こそあらゆる農作物の価格を或は反收を今一度よく検討すべき時ではないでしようか。今年の甘藷価格はお互にその安価に只あきれて居る状態でありますが、このような事もすでに数年前から分つて居た事であり乍ら、やはりお互は一時の高価によわされて、目先だけの経営にとらわれて居たのではないでしようか。農談会の度に、又それ〴〵の指導者がすでに何回となく叫んだ事はたゞ一つ反当收量を引上げ生産コストを引下げて価格の下落に備えねば農村経済は必ず苦境にたつと云うこの一事であつたと思います。現在お互は金づまりになす術を知つてか知らずか只ぼうぜんとして居る状態ですが果して今後の家計のやりくり、子供の養育、はては其の子供に一家を経営させるための資本の蓄積は如何にして出来るのでしよう。こゝで何とか自分の経営現況を良く検討し何らかの方策を講じなければ誠に百年の大計をあやまるのではないでしようか。そこで本村の甘藷作から見た経営の一端をのべますと色々な面に年々増加されては居りますが、今年の甘藷の植付は約二三〇町歩で総生産は九〇万〆であります。これの反收を計算しますと大体四〇〇〆そこそこでまだ〳〵他地方に比べて恥しいような成績でありますが、仮に現在の面積を一五〇町歩に減らした場合反收を六〇〇〆に引上げますならやはり九〇万〆の生産は出来る訳でありますが、本村に於きましてこの平均反收六〇〇〆は無理なのでしようか。そしてこの浮いた面積に桑を植えて頂きたいのです。養蚕こそ過去に於きましても現在の繭価で計算して約一、〇〇〇万円の収入をあげた実績を持ち又現在でもあらゆる換金作の中で最も安定した産業であります。特に経済自立化運動展開以来の本村の養蚕は実にすばらしい成績で農林大臣賞一回、県で一等二等各一回、郡段階では過去三ケ年連続一位を確保して居りこの実績が示す通り、本村の最適作は養蚕であると云う事が立証される訳であります。一方反收面に於きましても現在一番古い桑が三年生でありますがこの三年生の桑園を反省して見ますと、一年目反收一万円、二年目三万円、三年目四万五千円と云う收穫をあげ更に来年度六万円から七万円の收入は確実となつて参りましたが、現在煙草が平均反收七万円をあげて居りこれにつぐ換金作として養蚕が反收五万円は楽にあげられると思います。そして総收入に於きまして煙草が一、八〇〇万円をあげて居りますが先に申しました通り甘藷作付を減じまして これに桑を植えますと現在の売上代金を保持し乍ら更に余分に蚕代の二、〇〇〇万円が生れ、まさに福々とした田代村が建設される事になります。

最初申し上げましたとおり今年も桑の増植をお願いいたしたいのですが桑苗の価格も大体年同様だと思います。一反歩桑を植えてもわずか一、〇〇〇円余りの資本で足ります。蚕代二、〇〇〇万円の売上げを実現させるため今年は六町歩余りの植付計画を樹て て居ります。桑を植える場所は特に紋羽病の出ない畑を選び堆肥材料等を収集して居いて下さい。

植付の時期は、十二月から三月までです。植付希望数量も農協で取つて居ります。早目に申込んで下さい。

自作農維持創設資金融通法について　その二

三、相続資金

共同相続人のうち、遺産に属する農地について、耕作する者に対し、他の共同相続人から、その農地に係る相続分の譲渡を受けるのに必要な資金、その遺産の分割による農地の細分化を防止するに必要な資金

四、維持資金

疾病、負傷、災害、その他省令で定める、やむを得ない理由により、資金を必要とする農業者で、自作地を荒渡す等、その農業経営に著しい支障を及ぼすことなしには、当該資金を調達することが困難であると認められるものに対して、これに当てるための資金

註　その他省令で定める、やむを得ない理由とは一から四までに掲げた者で、それぞれの資金を、又は疾病、負傷災害により資金を必要とする農業者が、当該資金に当てるための資金を農林漁業金融公庫以外の者から借受けたため生じた負債で、その償還が困難であると認められるものの整理となつております。即ち、維持資金のなかには、疾病、負傷資金、災害資金、負債資金の三つが入つていることになります

以上述べた資金を対象とするのであつて、宅地買入、建物及び工作物、その他農業用施設に当てるための資金は、本資金の対象とはならないのであります。これらの資金は、別途に借入する途があります。

次に、償還の方法でありますが元利均等年賦償還であつて、返還を確保するための方法は、農林漁業金融公庫が農林大臣及び大蔵大臣の承認を受けて定められることになつております。

よく、何万円借入した場合に、何年の償還期間になるかとの問を受けるのでありますが、これは借入た額及び経済余剰金等によつて異ります。即ち、農業経営安定計画書によりまして、借入額は同額でも償還期間は異つて参ります。

次は、本資金の今後の見通しでありますが、資金枠は年々多くなる見込みであります。今年度の資金枠も、今回の分は現在の希望者で消化されましてありませんが、来年三月までの資金枠は、昨年から今年の二三号台風被害等の資金枠を含め相当額（見込としては六〇万円から八〇万円位）あるものと見込まれますから、本資金の借受希望者は、我が家の経営設計書及び家計簿等持参の上、何時でも村農業委員会事務局へ申込願いたいと存じます。但し、貸出しは来年二月か三月頃になると思われます。

田代村農業委員会事務局
平原

痘瘡『ホーソウ』について

痘瘡は一種のピールスによつておこります。これは患者の発疹の中にいて血液の中にも現われ、またたのどに現われてつばと一諸に飛出します。また発疹のかさぶたがはがれ粉のようになつて空中をとぶとき、その小片にもついており その小片や患者のつばを吸い込んだ人が痘瘡にかゝります。また患者の膿を傷口につけてもかゝりますし、痘瘡患者の家から小包を貰つてもうつります。

つまり痘瘡は、物品を介しても伝染するし、空気伝染もすると云うおそろしい病気です。

◎主な症状　潜伏期は十二日前後です。発病はとつぜんさむけがして高熱を出し、咳が出たり、かぜを引いた様な症状がある。食欲はなく、はげしい頭痛、腰痛があり、三日目には四〇度以上の熱になりますが、四日目ぐらいになつて一たん熱が下りますが、天然痘特有の発疹が顔から始まつて手足等体の外に出て居る所にひどく現われ、だんだん大きくなり、その先端が膿んできて十日目位でカサブタができ之がとれると皮膚がくぼんであばたが出来ます。

◎治療　まだ良い治療法がありません。死亡率が高い。

◎予防　天然痘の予防には大変有効な種痘があります。種痘をして善感すれば、三年間は絶対に痘瘡にかゝりません。この頃は種痘の仕方が変つてひどいあとを残さずかんたんな仕方になりました。

◎接種時の注意

一、前日入浴し清潔な下着に変えておきましよう。

二、受けた時は日光にあてずに十分又は十五分乾かして着物を着ます。

◎小児は七日目頃から三九～四〇度の高熱を発して二、三日続きますから、この間は入浴をひかえます。約十二日目ぐらいに平熱になります。現在は殆んど影をひそめましたが、いつ流行するか判りません。もしかゝると死亡率が高く、生命を取りとめてもみにくいあばたが残り一生を不幸にいたします。

◎お母様方へ

可愛い子供を伝染病から守るのは、親の子に対する責任であり それには母親は予防注射接種に対する認識を深めていただきたいと思います。

◎定期種痘実施対象者

生後二カ月より十二カ月の者

小学校入学前の者

小学校卒業前の者

◎実施期日

区分	種痘期日
麓地区	十二月六日
川原地区	十二月七日
花瀬地区	十二月八日
東部地区	十二月九日
内ノ牧	十二月十二日

検査は種痘実施後七日目に実施致します。

保健婦　浜屋ハマ